

京丹後市長岡分譲宅地のご案内！

受付：随時申込み

京丹後市以外の方もお申込み
できます。
J・I・Uターンの方
大歓迎！



お問合せ、申込みは、

企画政策部 企画推進課：(0772)-69-0120 まで。

分譲のあらまし

1. 今回分譲する宅地は、次の2区画です。

(分譲地の所在は、全て京丹後市峰山町長岡です)

区画番号	分譲面積 (㎡)	分譲価格 (円)
R-1	316.54	9,496,200
R-2	316.54	9,496,200

(* 各区画の位置は、「位置図・配置図」を参照してください)

2. 申し込み期間

随時申込み受付します。

3. 申し込み方法

添付の「京丹後市分譲宅地譲受申込書」により、企画政策部企画推進課まで申込んで下さい。

提出書類

京丹後市分譲宅地譲受申込書

住民票 (入居予定者全員)

納税証明書 (納税されている方全員 滞納なきこと)

所得証明書 (所得のある方全員 最新のもの)

住民票・納税証明書・所得証明書は、各市民局の窓口で交付しております。

(* 郵送、電話による受付はできません。)

4. 決定方法

申込み順に審査して決定します。

5. 申込人の資格

(1) 自ら居住するための住居を持つとする人。

(2) 市税等の滞納をしていないこと。

6. 分譲条件

(1) 建築条件：市から分譲宅地の引渡し後、3年以内に建築すること。

(ただし、特別な事情等により市長が特に必要と認めた場合は、引渡し後5年まで猶予することができる)

(2) 支払方法：分譲代金は、全額を一括して市の指定金融機関に納入すること。

(* 代金納入の期限は、申込者に連絡します)

(3) 区画：譲渡する区画は1人1区画とします。

(4) 汚水：汚水は、浄化槽による処理を義務づけています。

7. 登記等

(1) 登記については、代金納入確認後、京丹後市が行います。

(2) 登録免許税・契約書の印紙の費用については、譲受者の負担となります。

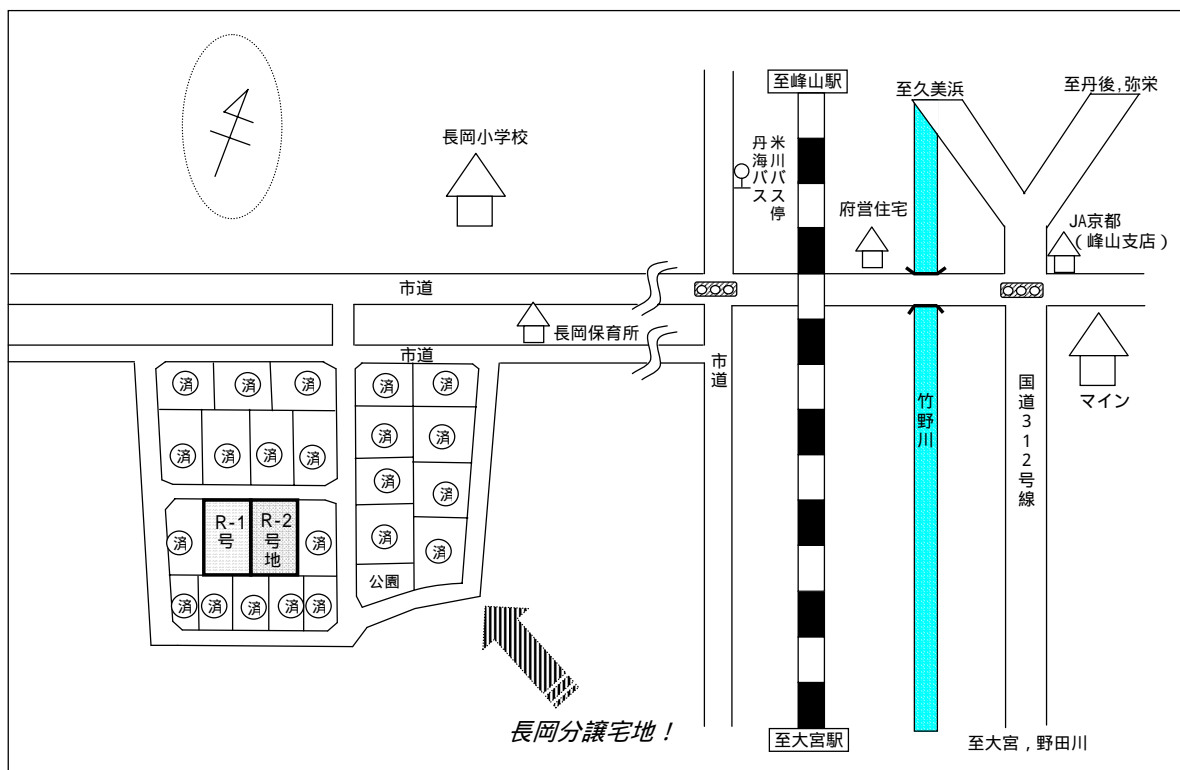
(3) 5年間の買戻特約を設定・登記いたします。(買戻特約とは、最長5年の間に住居等が建てられない場合は、その土地を京丹後市に返還する義務を負うものです。その際には、土地の返還に要する経費等を譲受者が負担することになります)

(4) 市から分譲宅地の引渡し後5年間は、他の者に転売することを禁止します。

ご注意

住宅(住居)とは、「社会の構成単位である人とその家族が居住し、生活できるように構成された建築物」と定義され、例えば、浴室・洗面・便所・台所・団らん場・就寝場等を備え付けた建築物とされています。したがって、作業場・納屋・農機具小屋・工場等は、該当しません。

京丹後市長岡分譲宅地位置図



物件概要

所在地：京都府京丹後市峰山町長岡地内

交通：北近畿タンゴ鉄道「峰山駅」から約4.0km

分譲区画数：2区画 都市計画：都市計画区域内（用途地域：無指定地区）

建ぺい率：60%，容積率：200% 水道：市営水道

ガス：個別プロパン 排水：浄化槽

周辺の主な施設

交通

- ・丹海バス米川バス停から0.8km

教育

- ・長岡保育所から約0.2km
- ・長岡小学校から約0.7km
- ・峰山中学校から約3.3km

公園

- ・峰山途中ヶ丘公園から約1.3km
- ・峰山総合公園から約4.0km
- ・大宮自然運動公園から約2.4km

京丹後市分譲宅地譲受申込書

長岡地内分譲宅地の譲渡を受けたいので、下記のとおり申込みます。

年 月 日

京丹後市長 中山 泰 様

第1希望区画		氏名	印
第2希望区画			
第3希望区画			
		生年月日	明大昭平 年 月 日 (年齢 歳)
1 申込者	現住所	TEL	
2勤務先等	勤務先所在地	TEL	
	勤務先		

3 入居予定者

氏名	続柄	年齢	職業	備考
	申込者本人			

4 世帯の状況 (該当するものに 印を、また、該当する内容を記入してください。)

- 市内に住所があり、現在世帯をもっている。
(借家 間借 持家 親と同居 その他)
- 市内に住所があり、新たに世帯を持ちたい。
(借家 間借 持家 親と同居 その他)
- 市内に住所はないが、京丹後市に世帯を持ちたい。
(借家 間借 持家 親と同居 その他)
- 現在公営住宅に入居しているが、収入基準超過者である。
(団地名 団地)

5 分譲地を希望する内容をできるだけ詳しく書いて下さい。

6 建築予定年度 平成 年 月 日

7 土地代の資金計画の内訳

・自己資金 % ・借入金 % ・その他 %

注意! 以下の は記入しないで下さい。

添付書類のチェック 住民票 (入居予定者)	所得証明書 (所得のある方全員)
納税証明書 (納税されている方全員)	